

第4章 施設整備

第1節 適用

1. 本章は、公園緑化土木工事における給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 仮設工は、本編第1章第9節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書（1 共通編、3 公園緑化土木工事編）の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類（最新版）によらなければならない。

ただし、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。

なお、各基準類に改訂等がある場合は、最も新しいものによること。

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書
国土交通省	都市公園移動等円滑化基準
国土交通省	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
国土交通省	都市公園における遊具の安全確保に関する指針
国土交通省	〃
	(別編:子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)
日本公園緑地協会	ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説
日本公園施設業協会	遊具の安全に関する基準 JPFA- SP- S:2014
日本下水道協会	下水道施設設計指針と解説
日本道路協会	道路土工要綱
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説
日本道路協会	舗装設計施工指針
日本道路協会	アスファルト舗装要綱
日本道路協会	簡易舗装要綱
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説
日本道路協会	舗装設計便覧
日本道路協会	舗装施工便覧

日本道路協会	舗装再生便覧
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧
日本道路協会	アスファルト混合所便覧
日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説
インターロッキングブロック舗装技術協会	インターロッキングブロック舗装設計施工要領
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説
日本道路協会	道路反射鏡設置指針
国土交通省	防護柵の設置基準の改定について
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説
日本道路協会	駐車場設計・施工指針・同解説
全日本建設技術協会	土木工事安全施工技術指針
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説
日本道路協会	アスファルト混合所便覧
日本道路協会	透水性舗装ガイドブック 2007
日本道路協会	コンクリート舗装ガイドブック 2016
日本道路協会	自転車道等の設計基準解説
土木学会	舗装標準示方書
土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）
土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について
建設省	コンクリート中の塩化物総量規制について
国土交通省	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

第3節 給水設備工

公-1-4-3-1 一般事項

本節は、給水設備工として本管分岐工、水栓類取付工、散水施設工、給水管路工その他これらに類する工種について定めるものとする。

公-1-4-3-2 関係法令の適用及び手続き

1. 受注者は、工事の施工にあたっては、大阪市水道事業給水条例、同施行規程、給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法に関する規定の細目、本市水道局土木工事共通仕様書、本市水道局給水装置工事設計施工基準、その他関係法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。

2. 工事施工に必要な官公庁等への諸手続は、遅滞なく受注者の負担と責任で行い、手続後速やかに届出受理証明書の写しを提出しなければならない。
3. 受注者は、工事完了後、本市水道局の完了確認を受けなければならない。

公-1-4-3-3 材料

給水設備工の材料は、表1-4-1の規定によるものとする。

表1-4-1 給水設備材料表

分類	品目	規格名称	規格番号	呼び径 (mm)	備 考
直 管 類	鑄鉄管	水道用ダクタイル鑄鉄管	JWWA G 113 (耐震継手含む)	75~300	JWWA G 112に定める 粉体塗装を管内面に 施したものの。または、 JWWA A 113に定めるモ ルタルノンクを施したも の
		水道用GX形ダクタイル鑄鉄管	JWWA G 120	75~250	
	ポリエチレン管	水道用ポリエチレン二層管(1種)	JIS K 6762	25, 40, 50	
	塩化ビニル管用	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JIS K 6742	13~ 75	
		水道用硬質塩化ビニル管	JIS K 6742	13~ 75	
異 形 管 類	鑄鉄管用	水道用ダクタイル鑄鉄管鑄鉄異形管	JWWA G 114 (耐震継手含む)	75~300	JWWA G 112に定めるエ ポキシ樹脂粉体塗装を 施したものの。50~300
		水道用GX型ダクタイル鑄鉄管鑄鉄異形管	JWWA G 121	75~250	
	メータ用	大阪市水道局給水装置材料共通仕様書による。		50~300	
	ポリエチレン管	水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116又は本市水道局承認基準	25, 40, 50	
	塩化ビニル管	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手	JIS K 6743	13~ 75	
		水道用硬質塩化ビニル管継手	JIS K 6743	13~ 75	
弁 ・ 栓 類	バルブ付分水栓	水道局バルブ付分水栓	JWWA B 117又は 本市水道局承認基準	25, 40, 50	
	分水栓	大阪市水道局給水装置材料共通仕様書による。		25	
	止水栓			13~50	
	割T字管	大阪市水道局調達用配管材料仕様書による。		75~300	
	制水弁			75~300	
可 撓 継 手	伸縮継手	大阪市水道局給水装置材料共通仕様書による。		13~50	
	フレキシブル継手			13~40	
その他	その他	大阪市水道局給水装置材料共通仕様書及び 大阪市水道局調達用配管材料仕様書による。			
修 繕 用 継 手 類	鉛管用	大阪市水道局給水装置材料共通仕様書による。		10~50	
	銅管用			13~25	
	ビニル管用			13~75	
	鑄鉄管用			75~300	

公一 1 - 4 - 3 - 4 本管分岐工

1. 受注者は、本管分岐について、本市水道局職員と協議のうえ施工しなければならない。

本管分岐の施工にあたっては、本市水道局「給水装置工事設計施行基準」第2章給水装置工事の設計・施工 4.2.(2)「給水管の取り出し」によるものとする。

なお、特に指示のない場合及び公園内私設本管からの分岐については下記によること。

(1) 給水管の取出しは、下記の規定によるものとする。

- ① 給水管は、原則として口径400mm未満の配水管から取出し、給水管の口径に応じて、分水栓、サドル付分水栓、二受T字管又は割T字管を使用しなければならない。なお、耐衝撃性硬質塩化ビニル管又は硬質塩化ビニル管（以下、耐衝撃性硬質塩化ビニル管を「HIビニル管」、硬質塩化ビニル管を「ビニル管」という。）の配水管からの取出しには、サドル付分水栓又はチーズを使用しなければならない。
- ② 割T字管で取出した給水管口径のうち、40mm、50mm、75mm、100mm、150mmについては、分岐箇所には防食コアを取付けなければならない。
- ③ 鋳鉄製(ダクタイル鋳鉄管含む)の配水管からサドル付分水栓で取出した場合は、分岐箇所には防食コア(密着タイプ)を取付けなければならない。

(2) 分水栓、サドル付分水栓及び割T字管の取付け基準は、下記の規定によるものとする。

- ① 分水栓の口径は25mmとする。
- ② サドル付分水栓の口径は25mm、40mm、50mmとする。
- ③ 割T字管の口径は40mm以上とする。
- ④ 甲型分水栓は、普通鋳鉄管及び高級鋳鉄管等の場合に使用することができる。サドル付分水栓は配水管(鋳鉄管)の材質を問わず使用することができる。
- ⑤ 分水栓、サドル付分水栓及び割T字管の取付け間隔は、下記の規定によるものとする。

・ 分水栓	0.3m以上
・ サドル付分水栓	0.3m以上
・ 割T字管	1.0m以上
- ⑥ 鋳鉄異形管には、分水栓を取付けてはならない。

公一 1 - 4 - 3 - 5 水栓類取付工

1. 受注者は、水栓類取付の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。

(1) 止水栓及び制水弁の設置については、下記によらなければならない。

- ① 口径40mm以上の量水器を取り付ける場合においては、量水器の前後に止水栓又は制水弁を設けなければならない。
- ② 口径40mm以下はメーター用止水栓を設置し、メーター及び止水栓の前後には、ビニル管用ユニオンナット及び可とう性のある継手を使用すること。

(2) 器具類の保護

量水器、散水栓、止水栓にはそれぞれ形状に合致する鋳鉄製ボックス類等を使用しなければならない。

公-1-4-3-6 散水施設工

1. 受注者は、散水施設の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 受注者はスプリンクラーの施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - ① スプリンクラーボックスには付近の土が混入しないようにしなければならない。
 - ② スプリンクラーは、スプリンクラーボックスの中心に垂直に取り付けなければならない。
 - ③ スプリンクラーボックスの設置高さは、蓋が地面より高めになるよう設置しなければならない。
 - (2) 受注者はドリップ管布設にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - ① ジョイントは奥まで必ず差し込まなければならない。
 - ② ラインエンド、エルボコネクター、エルボコネクター接続部はピンで押さえなければならない。
 - ③ 直線部のピンは標準として2mピッチで設置しなければならない。
 - ④ 斜面部は斜面に対してホースを直交で設置しなければならない。
 - ⑤ 法面最上部のホースは植栽より上部に設置しなければならない。
 - ⑥ 90度より鋭いコーナーでは、必ずエルボコネクターを用いなければならない。
 - ⑦ 施工の最後には必ず通水テストをし、漏れや閉塞部がないことを**確認**しなければならない。
 - (3) 受注者は、散水栓の設置にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - ① 散水栓の規格については、予め監督職員の**指示**を受けなければならない。
 - ② 散水栓の設置は、散水栓ボックスの所定の位置に取り付けるものとし、取り付け高さは蓋を閉めるのに支障とならない高さでなければならない。
なお、散水栓の種類によりボックス付属の架台が支障となる場合は、散水栓の固定方法について、監督職員と**協議**しなければならない。

公-1-4-3-7 作業土工（床掘り、埋戻し）

作業土工の施工にあたっては、公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公-1-4-3-8 給水管路工

1. 受注者は、道路部分の給水管布設にあたっては、下記の規定によらなければならない。
 - (1) 道路部分の工事に関しては、本市水道局の指導監督のもとで施工することとする。
 - (2) 道路部分に使用する給水管の口径は、原則として25mm以上とすること。
 - (3) 道路部分に使用する給水管材料は水道用ポリエチレン二重管（以下、「ポリエチレン管」）、又はダクマイル鋳鉄管とすること。

- (4) 給水管の引き込み箇所を明示するために、公園内道路際に表示ピンを設置すること。
- (5) 口径75mm以上の給水管を道路部分に布設する場合は、本市水道局「土木工事共通仕様書」第3編管工事第1章「鑄鉄管布設工事」第7節「水道管の明示」に従い明示しなければならない。

2. 受注者は、園内給水管の布設にあたっては、下記によらなければならない。

- (1) 給水管は出来るだけ水平に布設し、下水、汚水柵等、水が汚染されるおそれがある箇所からは遠ざけるとともに、建物の土台又はコンクリート土間等の下を通過する布設はできるだけ避けること。
- (2) 配水管から給水管を取り出す方向は、当該配水管を布設してある道路の境界線（取出し箇所が道路の交差点にある場合は境界線の延長）までは、配水管とほぼ直角に布設すること。
- (3) 給水管を布設する場合には、他の埋設物との間隔は0.3m以上離すこと。
- (4) 建築物等へ給水管を引き込む場合は、当該建築物等にできるだけ近い道路から布設すること。
- (5) 鑄鉄異形管は、切断、変形使用してはならない。
- (6) 配水管から給水管を取り出す場合には、取出し箇所の損傷を防ぐため、伸縮性及び可とう性のある継手を使用すること。
- (7) 給水管として、ダクタイル鑄鉄管以外の管材を使用する場合は、水栓等構造物及び建物等に固定する部分の前後には不等沈下等を吸収するため、フレキシブル継手（SUS316・BC6）を用いること。
- (8) ビニル管で曲げ配管が必要な場合は、エルボ又はバンドを用いて配管することとし、生曲げ配管やトーチランプ等による熱曲げ加工をしてはならない。

3. 受注者は、給水管の埋設深さは下記によらなければならない。

- (1) 給水管の埋設深さは、原則として表1-4-2のとおりとする。
ただし、公道上における埋設深さは本管分岐の深さを標準とし、本市水道局職員の指示を受けること。

表 1 - 4 - 2 埋設管深さ（土被り）

区 分	埋 設 深 さ	
	口径40mm以下	口径50mm以上
公 道	舗装厚+0.3m以下としないこと。 (ただし、0.6m以下としないこと。)	
園 路	0.6m以上	0.6m以上
植 込 内	0.3m以上	0.6m以上

[注] 園路であっても、公道に準ずる場所は公道の例によるものとする。

また、運動場・広場等は園路の規定によるものとする。

4. 受注者は、埋設標示テープの設置にあたっては、下記によらなければならない。
- (1) 埋設標示テープの設置場所、テープの種類は、**設計図書**又は**監督職員の指示**による。
なお、テープの種類に**特記**がない場合は、給水管用青色テープのシングルで、幅150mmのものとする。
 - (2) 埋設標示テープは給水管埋設部分の直上に設置するものとし、設置深さは地下30cmを標準とする。
ただし、給水管の埋設深さが40cm以下の場合は、給水管の10cm上とすること。
5. 受注者は、給水管の接合にあたっては、下記によらなければならない。
- (1) 鉛管及び銅管は、ろう接剤又は冷間継手を用いて接合すること。
 - (2) ビニルライニング鋼管は、樹脂コーティング管継手を用いて接合すること。
 - (3) ビニル管類は、ビニル管用接着剤を用いて接合すること。
 - (4) ダクタイル鋳鉄管は、**JWWA**（日本水道協会）規格に規定する継手を用いて接合すること。
 - (5) 管種の異なった給水管を接合するときは、適切な各種ユニオン、接続管を用いて接合すること。
6. 受注者は、給水管の保護については、下記によらなければならない。
- (1) 埋設する給水管の周囲は、良質の土砂をもって埋戻し、給水管を保護すること。
 - (2) 露出する部分の給水管及び屋内であっても凍結のおそれのある給水管は、適切な保護材及び防寒材で被覆すること。
 - (3) 給水管の露出部分が1.0m以上に及ぶときは、たわみ、振動等を防ぐため、つかみ金具その他を用いて建物等に固定すること。
 - (4) 電食又は酸・アルカリ等によって腐食するおそれのある場所においては、耐食性のある給水管を使用するか、防食テープを巻くなど防食のための適切な処置を講じること。また、給水管分岐箇所並びに分岐撤去跡にはポリエチレンスリーブにより配水管を含め被覆しなければならない。
 - (5) ポリエチレン管類は、ガソリン、クレオソート、塗料などの有機溶剤を含むものに侵されるおそれのある場所へ使用してはならない。
 - (6) 給水管の曲管部又は管末部で、接合箇所が離脱するおそれがある場合は、離脱防止継手を用いるか、又はコンクリートで保護する等の適切な処置を講じること。
 - (7) 給水管には、水撃作用によって管に損傷を与えるような給水器具を直結してはならない。
 - (8) 不等沈下等が起こるおそれのある箇所には、有効な伸縮継手その他を用いること。
 - (9) 給水管に過大な流速が生じ、メーター等が損傷するおそれのあるときは、定流量弁を使用するなど適切な処置を講じること。
7. 受注者は、給水管の撤去にあたっては、下記によらなければならない。
- (1) 配水管から取出した給水管を撤去する場合は、下記の規定によるものとする。
 - ① 分水栓を使用しているものは、分水栓止めとする。

- ② サドル付分水栓を使用しているものは、サドル付分水栓用キャップでキャップ止め。
 - ③ 割T字管を使用しているものは、原則、制水弁（簡易バルブ含む）の二次側において撤去するものとし、割T字管（外ネジ型）はサドル付分水栓用キャップでキャップ止め、割T字管（フランジ型）はフランジ栓止めとする。なお、制水弁不良等により二次側でキャップ止め又はフランジ栓止めが出来ない場合や配水管がダクタイル鑄鉄管（耐震継手）の場合は、割継ぎ輪を用いて撤去する。
 - ④ 二受T字管等を使用しているものは、二受T字管等を撤去し、配水管を原形に復旧する。なお、制水弁不良等により二次側でフランジ栓止めが出来ない場合や配水管がダクタイル鑄鉄管の場合は、制水弁の一次側において栓止め等で撤去する。
- (2) ビニル管又はH I ビニル管の配水管から取出した給水管を撤去する場合は、次の各号によるものとする。
- ① サドル付分水栓を使用しているものは、サドル付分水栓用キャップでキャップ止め。
 - ② チーズを使用しているものはキャップ止め。
- (3) 給水管から取出している給水管を撤去する場合は、撤去箇所の既設管側終端部を、栓止め、キャップ止め又はろう接剤止めとする。
- (4) 配管作業中、石綿セメント管を発見したときは、直ちに監督職員に報告し、指示を受けなくてはならない。

第4節 雨水排水設備工

公-1-4-4-1 一般事項

1. 本節は、雨水排水設備工として側溝工、管渠工、集水柵・マンホール工、地下排水工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、雨水排水設備工の施工にあたっては、道路土工要綱2-7排水施設の施工の規定によらなければならない。
3. 受注者は、雨水排水設備工の施工にあたっては、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から園路及び広場に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。

公-1-4-4-2 関係法令の適用及び手続き

1. 受注者は、工事施工にあたっては、大阪市下水道条例、同施行規則、その他関係法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。
2. 諸手続、その他関連事項については、公-1-4-3-2 関係法令の適用及び手続き第2項の規定によるものとする。

公-1-4-4-3 材料

1. 雨水排水設備工の材料は、下記の規定によるものとする。
 - (1) U型側溝は、**特記**のない限りJIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）に適合する製品とする。
 - (2) 管渠は、**特記**のない限り、日本産業規格（JIS K 6741、6739）及び日本下水道協会規格（JSWAS K-1-2010）に適合する硬質塩化ビニル管を使用しなければならない。
 - (3) れんが積み集水柵は、コンクリート底版、れんが積み壁に、コンクリートブロック枠
鋳鉄製篋蓋（すぶた）付きを使用すること。れんがは、JIS R 1250（普通れんが）の3
種以上とし、蓋及び枠は**設計図書**で**指示**されたコンクリートブロックとし、あらかじめ
監督職員に見本を提示して**承諾**を得ること。
 - (4) コンクリートブロック型集水柵は、本体ブロックとブロック枠鋳鉄製篋蓋、必要に応
じて継ぎ足しブロックを使用することとし、あらかじめ監督職員に製作図を**提出**したう
えで**承諾**を得ること。ブロック枠鋳鉄製篋蓋は、本条第1項(3)の規定に準じるものと
する。

公-1-4-4-4 作業土工（床掘り、埋戻し）

作業土工の施工にあたっては、公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公-1-4-4-5 側溝工

1. 受注者は、側溝の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 側溝の設置については、**設計図書**又は監督職員の**指示**する勾配で下流側又は、低い側
から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
 - (2) L型側溝及び管（函）渠型側溝、プレキャストU型側溝、プレキャスト皿型側溝、自
由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工
しなければならない。
 - (3) 現場打L型側溝の施工にあたっては、側溝の表面の締固めたコンクリートが半乾きの
状態の時にコテを使用し、かつ、突端部は面ゴテを使用して仕上げなければならな
い。
 - (4) 現場打側溝については、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで
一様な勾配は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
 - (5) 自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、**設計図書**に示すコンクリート厚さ
とし、これにより難い場合は、**設計図書**の内容に関して監督職員と**協議**しなければな
らない。
 - (6) 側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないように、平坦に施工しな
なければならない。
 - (7) 現場打水路の施工にあたっては、**設計図書**によるものとし、現地の状況により、これ

により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

公-1-4-4-6 集水柵・マンホール工

1. 受注者は、集水柵及びマンホール工の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。
 - (2) 側溝工及び管渠工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。
 - (3) 路面との高さ調整が必要な場合は、設計図書の内容に関して、監督職員の承諾を得なければならない。
 - (4) 集水柵及びマンホールの据付にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷のおそれのある部分を保護しなければならない。
 - (5) れんがは、使用前に湿潤状態にして各層が水平になるように、かつ芋積みとならないように積立てなければならない。
 - (6) 集水柵ブロック及びマンホールブロックに付着したごみや汚物等は使用前に清掃し、正確に積み上げなければならない。
 - (7) 接合モルタルを接合接触部分全面に敷均し、堅固に接合を行い、漏水、ズレなどのないように設置しなければならない。また、高さ調節のための敷板などを入れたまま接合してはならない。
 - (8) 底版の設置については水平に据え付けなければならない。また、躯体ブロックと直壁及び斜壁の設置については、連結金具などを用いてくい違いなどの横ズレが生じないようにしなければならない。
 - (9) 設置完了後、部材の連結状況を確認した後、目地部分をモルタルで入念に仕上げなければならない。
 - (10) 蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。

公-1-4-4-7 管渠工

1. 受注者は、管渠の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 使用材料は、特記のない限り日本工業規格（JIS K 6741、6739）及び日本下水道協会規格（JSWAS K-1）に適合する硬質塩化ビニル管を使用しなければならない。
 - (2) 硬質塩化ビニル管の運搬に際しては、管体の破損及び傷つきを防止するため、管と荷台の接触部、ロープなどの固定部及び管端部にはクッション材をはさむものとする。また、保管については、原則として屋内とし、やむを得ず屋外に保管するときは、不透明シートをかけ直射日光を避けるとともに、熱気がこもらないように風通しのよい状態を保ち、管に変形や曲がりが生じないようにしなければならない。

- (3) 接着剤、樹脂系接合剤、滑材及びゴム輪等は、変質を避けるため冷暗所に保管しなければならない。また、接着剤の取扱いについては、関係法令の定めを順守しなければならない。
- (4) 管渠は下流側より施工し、受口を上流にむけて布設しなければならない。
- (5) 硬質塩化ビニル管の切断に際しては、切口に正しく線引きし電気のこぎり等により垂直に切断し、切断面に生じた切り欠き及び食い違いを平らに仕上げるとともに、管端の内外周を面取りするものとする。また、管には挿入標線を記入するものとする。
- (6) 既設集水桝に接続する場合は、当該集水桝をよく清掃し、通水可能なことを確認のうえ施工しなければならない。
- (7) 硬質塩化ビニル管の接合については、管の差し口をゴム輪受口に挿入する、ゴム輪接合をしなければならない。管の接合前には、あらかじめ継手掘りを行い、接続部を乾いたウエス等で洗浄し、ゴム輪接合用滑材をゴム輪表面及び差し口に均一に塗るものとする。
- (8) 硬質塩化ビニル管の接合に際しては、挿入機及びてこ棒等を用いて標線位置まで挿入するものとし、チェックゲージ等によりゴム輪のねじれがないことを確認しなければならない。
- (9) 硬質塩化ビニル管で、口径が150mm以上のものは、排水管の周囲にクッション砂を置くこととし、使用する砂は共-1-2-2-3骨材第2項セメントコンクリート用骨材の表2-2-4に適合し、コンクリート発生材等から製造された再生砂とする。
- (10) 硬質塩化ビニル管の埋め戻しに際しては、粒径20mm以上の礫を含まないものとし、石、瓦礫など管に悪影響を及ぼすような固形物を一緒に埋め込まないようにし、管に変形や曲がりが生じないように管の周辺を均等に敷固めなければならない。なお、管端は変形しないように適切な処置を講じるものとする。
- (11) 埋戻しについては、公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。
- (12) 集水桝及びマンホールとの接合については、マンホール接続管または同等の加工をしたものを使用し、継手と桝孔のすき間に樹脂系接合剤又はモルタルをつめ込むこと。また、桝の内面側は、桝の内面に合わせてきれいに仕上げること。
なお、レンガ積集水桝にあっては、排水管は壁厚の概ね半分程度まで挿入し、壁内面はラップ塗り仕上げとする。
- (13) 管渠閉塞の施工については、**設計図書**によるものとし、特に定めのない場合は、監督職員の**指示**によるものとする。

2. 受注者は、遠心力鉄筋コンクリート管の接合について、次の規定によるものとする。

- (1) コンクリートB管は、管接合前に継手部とゴム輪をよく清掃し、ソケット内面に滑り剤を塗布し、容易に差し込めるようにしたうえ、挿口を差し込む。挿口は所定の位置にゴム輪をはめ、差し込み深さが**確認**できるように印をつけておく。また、管とゴム輪の接着効果及び接着部の空隙充填効果を上げ、管路の止水性を確保するため、ゴム輪の溝に止水剤を適量塗布すること。

(2) 埋戻しについては、公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公-1-4-4-8 地下排水工

1. 受注者は、地下排水の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 地下排水の施工にあたっては、**設計図書**で示された位置に施工しなければならない。
なお、新たに地下水脈を発見した場合は、**監督職員に報告**し、その対策について**監督職員**の**指示**によらなければならない。
 - (2) 排水管を設置した後のフィルター材については、**設計図書**による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋め戻ししなければならない。
 - (3) 透水コンクリート管、化学繊維系管の施工にあたっては、基礎を突き固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。
 - (4) フィルター材の施工については、粘土類などの付近の土が混入しないようにしなければならない。

第5節 汚水排水設備工

公-1-4-5-1 一般事項

本節は、汚水排水設備工として、管渠工、汚水枡・マンホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。

公-1-4-5-2 作業土工（床掘り、埋戻し）

作業土工の施工にあたっては、公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公-1-4-5-3 管渠工

受注者は、管渠の施工にあたっては、公-1-4-4-7管渠工の規定によるものとする。

公-1-4-5-4 汚水枡・マンホール工

1. 受注者は、汚水枡、マンホール工の施工にあたっては、公-1-4-4-6集水枡・マンホール工の規定によるものとする。
2. 汚水枡、マンホールのインバートの施工については、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 管接続部、底部及び側壁部より漏水のないよう施工しなければならない。
 - (2) コンクリート工を施工した後、モルタルによる仕上げを行わなければならない。
3. マンホールの足掛金物の施工については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、**監督職員と協議**しなければならない。

第6節 園路広場整備工

公-1-4-6-1 一般事項

1. 本節は、園路広場整備工として、舗装準備工、アスファルト舗装工、ポーラスアスファルト舗装工（排水性舗装工、透水性舗装工）、ブロック舗装工、アスファルト系舗装工、コンクリート系舗装工、土系舗装工、レンガ・タイル系舗装工、樹脂系舗装工、石材系舗装工、園路縁石工、区画線工、視覚障害者誘導用ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、園路広場整備工については、敷地の状況、公園施設との取り合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。
3. 受注者は、路盤の施工において、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。
5. 受注者は、表面排水勾配の配置については、設計図書で示されていない場合は、表1-4-3に示す表面排水勾配としなければならない。ただし、これによりがたい場合や、部分的なすりつけ部については、監督職員と協議しなければならない。

表1-4-3 表面排水勾配

種 別	勾 配	摘 要
園路、歩行者道路、自転車道	1. 0%以下	コンクリート、アスファルト、インターロッキング [※] 、平板舗装類
広場、グラウンド	0. 5～1. 0%	平板、レンガ、インターロッキング [※] 、タイル、砂、ダスト舗装類
コート類	0. 5%	クレイ、アンツーカ舗装類

6. 受注者は、転圧については周辺の低い箇所から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。
7. 受注者は、転圧については開始から仕上げまで連続して行い、前に転圧した幅の2分の1以上重ねて行わなければならない。
8. 受注者は、散水については淡水の使用を基本とする。

公-1-4-6-2 材 料

1. 受注者は、園路広場整備工に使用する材料又は仕上がり見本品は、施工に先立って監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は舗装工において、使用する材料のうち試験が伴う材料については、舗装調査・試験法便覧の規格に基づき試験を実施しなければならない。

3. 路床材料として用いる場合の盛土材の土質等については、あらかじめ見本を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。
4. 路床土の中には、芝、草、木、株等の有機物又は転石その他の異物を含んでいてはならない。
5. 舗装工で使用する材料については、公-1-1-6-2アスファルト舗装の材料、公-1-1-6-3コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。
6. 伸縮目地材は、設計図書によるものとし、特記のない場合は瀝青系目地材等で、厚さ10mm程度のものとする。
7. 受注者は、設計図書によりポーラスアスファルト混合物を使用する場合、同混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料は、監督職員の承諾を得なければならない。
8. 受注者は、舗設に先立って決定した配合の混合物について、混合所で試験練を行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。
9. 受注者は、第8項で修正した配合によって製造した混合物の最初の1日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の承諾を得て現場配合を決定しなければならない。
10. コンクリート系舗装工、土系舗装工、レンガ・タイル系舗装工、樹脂系舗装工、石材系舗装工で使用する材料については、設計図書によるものとし、指定のない場合は工事請負共通仕様書(1 共通編)第2章工事材料第2節土木工事材料の規定によるものとする。
11. 園路縁石工、区画線工、視覚障害者誘導用ブロック工で使用する材料の種類及び規格は設計図書によるものとする。
12. 受注者は、クッション砂については、沈下量を一定にするため、同一現場内では、産地、粒度、含水率が同一のものを使用しなければならない。

公-1-4-6-3 舗装準備工

舗装準備工の施工については、公-1-1-6-4舗装準備工の規定によるものとする。

公-1-4-6-4 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、公-1-1-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。

公-1-4-6-5 ポーラスアスファルト舗装工

ポーラスアスファルト舗装工の施工については、公-1-1-6-5アスファルト舗装工、道-3-2-3-7ポーラスアスファルト舗装工の規定によるものとする。

公-1-4-6-6 アスファルト系舗装工

アスファルト系舗装の施工については、公-1-1-6-5アスファルト舗装工及び公-1-4-6-5ポーラスアスファルト舗装工の規定によるものとする。

公-1-4-6-7 コンクリート系舗装工

1. 受注者は、コンクリート舗装の施工については、公-1-1-6-6コンクリート舗装工の規定によらなければならない。
2. 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。
3. 粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホウキ等で行うものとする。
4. 伸縮目地は5mに1箇所を標準として設け、1日で打設が終了しない場合は、必ず目地部分で終わらせなければならない。
5. ブロック舗装工の施工については、公-1-1-6-8ブロック舗装工の規定によるものとする。
6. 受注者は、ブロック舗装の施工について、ブロックの不陸や不等沈下が生じないように路盤を入念に締固めなければならない。
7. 受注者は、ブロック舗装の端末部及び曲線部で隙間が生じる場合、半ブロック又はコンクリートなどを用いて施工しなければならない。
8. 受注者は、ブロック舗装工の施工にあたっては、舗装施工便覧第9章9-4-8「インターロッキングブロック舗装」の施工の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説10章10-3-7施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定によらなければならない。
9. 受注者は、インターロッキングブロック舗装で使用する材料及び施工については、インターロッキングブロック舗装設計施工要領（インターロッキングブロック舗装技術協会）の材料及び施工の規定によるものとする。なお、**設計図書**において標準色と指定した場合は、赤、黄、白、緑、茶、黒、グレーの7色より監督職員が**指示**するものとする。
10. 受注者は、コンクリート（テラゾブロック）平板舗装の施工については、以下の規定によるものとする。
 - (1) 敷モルタル施工に先立って、基礎がコンクリートの場合は表面に付着している泥やゴミ等は取り除き、表面を湿潤状態にし、路盤の場合は浮石やその他の有害物を除去して清掃しなければならない。
 - (2) 敷モルタルは、十分空練りして適当な湿潤状態としなければならない。
 - (3) よく清掃した基礎又は路盤上にモルタルを一様に敷き均し、計画高に合わせてコンクリート平板を平らに敷き並べ、目地の幅は3mmを標準とし、目地は通りよく仕上げなければならない。

- (4) 目地モルタルはコンクリート平板の上に敷き均した後ブラシ等で目地内に空隙が生じないよう全体に行きわたるように充てんし、余分なモルタルは取除いて目地ゴテで丁寧に仕上げなければならない。
 - (5) コンクリート平板は原則として縁石ブロック側より敷き並べ、半端な箇所や植樹柵・集水柵・照明柱等で生じる半端な箇所は、全体の美観を損なわないように平板をカッティングして施工しなければならない。
 - (6) 据え終ったコンクリート平板に付着したモルタル等は、出来るだけ早く取り除かなければならない。
 - (7) テラゾブロック平板舗装で舗装する場合の構造目地の幅は10mmを標準とし、基層コンクリートの目地と同じ位置に設置するものとする。
 - (8) 構造目地設置時には、モルタル、水、ホコリ等は完全に取除き、施工するものとする。目地材は**設計図書**により指示する材料を使用するものとし、指示のない場合は、シリコン系シーリング材を使用すること。
 - (9) テラゾブロック平板で舗装する場合は、舗設前にテラゾブロック平板の見本品を作製し、色、形状などについて監督職員の**承諾**を得なければならない。
 - (10) 模様付きテラゾブロック平板で舗装する場合は、施工前に貼付模様図を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。
 - (11) 平板舗装は、一般通行開放できる強度に達するまで、人等が入り込まぬよう閉鎖養生しなければならない。ただし、監督職員の指示を受け、それまでに一般通行に開放する必要がある場合は、基層コンクリート及びブロック舗設後、衝撃等の有害な影響を受けないよう全面に合板、カーペット等を用いた覆工養生を行い、その存置期間については、監督職員の承諾を得なければならない。
11. 受注者は、基層コンクリートの施工については、公-1-1-6-6 コンクリート舗装工の規定によるものとする。

公-1-4-6-8 土系舗装工

1. 受注者は、土系舗装工の路盤施工については、公-1-1-6-5 アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 受注者は、土系舗装工の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 表層土については、均一に敷き均し、締固めに適した含水比に保てるよう散水しながら、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す計画高及び厚さに仕上げなければならない。
 - (2) 仕上がり面については、塊が残らないようにレーキで掻き均さなければならない。
 - (3) 表層土の表層仕上がり厚さが30mm以下の場合は、路床または下層土面をレーキで浅く掻き均し、なじみよくしたうえで、敷均し、転圧しなければならない。
 - (4) 化粧砂をまく場合、その厚さについては、**設計図書**によるものとし、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げなければならない。

- (5) 表層安定剤を散布する場合、散布量は**設計図書**によるものとし、適度の散水を行いながら転圧しなければならない。

公-1-4-6-9 レンガ・タイル系舗装工

1. 受注者は、レンガ・タイル系舗装の路盤施工については、公-1-1-6-5 アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 受注者は、敷きモルタルの施工については、**設計図書**に示す厚さになるように均一に敷き均さなければならない。

公-1-4-6-10 樹脂系舗装工

1. 受注者は、樹脂系舗装工の路盤の施工については、公-1-1-6-5 アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 受注者は、樹脂系舗装の表層の施工にあたっては、**設計図書**によるものとする。

公-1-4-6-11 石材系舗装工

1. 受注者は、石材系舗装工の路盤の施工については、公-1-1-6-5 アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 受注者は、平石張舗装、ごろた石張舗装、玉石張舗装、野面平石張舗装、修景割板石張舗装、割板石張舗装、小舗石張舗装、切板石張舗装、延段の施工については、公-1-4-6-7 コンクリート系舗装工の規定によるとともに、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 各舗装の施工については、設計意図を十分理解したうえで施工しなければならない。
 - (2) 張模様については、修景的に配慮しなければならない。なお、乱形平石張工において4方向以上の目地の集合点が生じてはならない。
 - (3) 石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組合せ、小さい石が多くなならないようにしなければならない。
 - (4) 石材系舗装のクッション砂又は敷モルタルの厚さ、モルタルによる化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合等については、**設計図書**によるものとする。
 - (5) 舗装の表面が平滑になるように配慮し、所定の水勾配を取り施工しなければならない。
 - (6) 施工中、モルタルによって石の表面を汚さないように配慮し、施工後の養生を行わなければならない。
 - (7) 合端については、現場で加工・施工を行い、特に端部の納まりに配慮しなければならない。

公-1-4-6-12 園路縁石工

1. 受注者は、縁石工の施工にあたり、障害物がある場合などは、**設計図書**に関して監督

職員と協議しなければならない。

2. 受注者は、縁石工の施工については、公-1-1-3-6 園路縁石工の規定によらなければならない。
3. 受注者は、ごろた石縁石、玉石縁石、野面石縁石、割石縁石、小舗石縁石、雑割石縁石、切石縁石等の自然石系縁石の施工にあたっては、設計意図を十分理解したうえで、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 石材については、指定寸法でできる限りすわりの良いものを選び、天端及び見切り線はその見通し線上に凹凸のないように注意して据え付けなければならない。
 - (2) 土ぎめの場合は、縁石の周囲を十分突き固めながら、天端及び見切り線の見通し線がずれないように注意して据え付けなければならない。
 - (3) 石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組み合わせなければならない。
 - (4) 雑割石縁石の施工については、合端を馴染みよく合わせるように配慮しなければならない。
 - (5) 施工中、モルタルによって石の表面を汚さないように配慮し、養生を行わなければならない。

公-1-4-6-13 区画線工

受注者は、区画線の施工にあたっては、公-1-1-3-7 区画線工の規定によらなければならない。

公-1-4-6-14 視覚障害者誘導用ブロック工

1. 視覚障害者誘導用ブロックの施工については、公-1-4-6-7 コンクリート系舗装工の規定によるものとする。
2. クリアランスシールの施工については、シールを貼る面のゴミ等を除去して乾燥させた後に下地処理を行うものとする。

下地処理後は、ゴミ、湿気及びその他の不純物が入らないようにするとともに、指で触れても付着しなくなるまで乾燥させ、シールの裏紙をはがして方向を決めてシールを貼り、シールの剥離を防ぐため、シールの縁は必ずブロック面よりはみ出さないようにしてシールを、押さえ型材等により十分に圧着しなければならない。なお、シールの縁の部分は特に念入りに圧着すること。

第7節 修景施設整備工

公-1-4-7-1 一般事項

1. 本節は、修景施設整備工として、石組工、添景物工、花壇工、トレリス工、モニュメント工、小規模水景施設工、修景施設修繕工、水景施設工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 受注者は、修景施設整備工の施工にあたっては、敷地の状況、公園施設との取り合いを考慮しなければならない。
3. 受注者は、修景施設整備工の施工にあたっては、設計意図を十分把握したうえで、施工しなければならない。

公-1-4-7-2 材 料

1. 受注者は、修景施設整備工において、使用する材料又は仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料等は、施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
2. 石材は、使用目的に合致した形状及び**設計図書**に定める品質を有し、外観の良好なものとする。
3. 砂、砂利は粒の揃ったもので、異種材及びきょう雑物を含まないものとする。
4. 木材については、製材の日本農林規格による規格品とする。なお、これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得るものとする。
5. **設計図書**に示された寸法は、製材にあつては仕上がり寸法とし、素材にあつては特に明示する場合を除き末口寸法とする。
6. 工場製品については、ひび割れ、その他損傷のないものとする。

公-1-4-7-3 石組工

1. 受注者は、自然石の配分及び配置については、材種、形状、色合い、周囲との取り合いなどを十分考慮しなければならない。
2. 受注者は、石組については、石の相及び周囲との関係を検討し施工するものとし、必要に応じて監督職員に施工図を**提出**しなければならない。
3. 受注者は、石の据付に際しては、個々の石の大きさ、形、色合いなどを四方から観察して仮据えし、石の位置、向き、深さなどを検討した後、本据えを行わなければならない。
4. 受注者は、化粧砂利敷きに際しては地なわ張りを行い、路床を不陸整正し、排水勾配をつけ敷均さなければならない。

公-1-4-7-4 添景物工

添景物工の施工については、公-1-4-7-3石組工の規定によるものとする。

公-1-4-7-5 花壇工

1. 受注者は、花壇工の施工については、**設計図書**によるものとする。
2. 花壇工の仕上げについては、本章第12節施設仕上げ工の規定によるものとする。

公-1-4-7-6 トレリス工

トレリス工の施工については、**設計図書**によるものとする。

公-1-4-7-7 モニュメント工

モニュメント工の施工については、**設計図書**によるものとする。

公-1-4-7-8 小規模水景施設工

1. 流れ、滝、池、州浜、壁泉の施工については、下記の規定によらなければならない。
 - (1) コンクリートの施工については、打ち継ぎ箇所におけるシーリング材等の充填により、水漏れ防止を行わなければならない。
 - (2) 防水の施工については、**設計図書**によるものとする。
 - (3) 防水の施工にあたっては、防水シートを使用する場合は、接合部の**設計図書**に示す重ね合わせを十分行い、密着させなければならない。
 - (4) 石積の護岸の施工については、公-1-1-5-4石積(張)工の規定によるものとする。
 - (5) 石張の施工については、石材系舗装工の規定によるものとする。
 - (6) 流れ工の仕上げについては、第12節施設仕上げ工の規定によるものとする。
2. 小規模水景施設工については、**設計図書**に示す高さに施工しなければならない。
3. 小規模水景施設工については施工にあたり、第1項から第2項に記載のない事項については、**設計図書**によることとし、**設計図書**に記載のない場合は、監督職員の**指示**によらなければならない。

公-1-4-7-9 修景施設修繕工

修景施設修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議しなければならない。

公-1-4-7-10 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公-1-4-7-11 水景施設工

水景施設工の施工については、公-1-4-7-8小規模水景施設工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

第8節 遊戯施設整備工

公-1-4-8-1 一般事項

1. 本節は遊戯施設整備工として、遊具組立設備工、小規模現場打遊具工、遊具施設修繕工、現場打遊具工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、遊戯施設の製作、組立、建て込みは安全性を重視して、特に入念に行わなければならない。

3. 受注者は、遊戯施設の設置位置は図示するところによるが、監督職員と**立会し承諾**を得なければならない。
4. 建て込みは、必ず監督職員の材料（製品）**検査**を受けた後行うものとし、ひずみ、ゆがみ、振れないよう仮溶接等により、建て込み、計画地盤高等に十分注意して基礎固めを行わなければならない。
5. 塗装にあたっては、公-1-4-12-2 塗装仕上げ工の規定によるが、色合わせは監督職員の**承諾**を得なければならない。
6. 遊戯施設の設置箇所及びその周囲は、危険防止のため地表面下とも、瓦礫等の障害物を除去した後、地表面を、水はけ良く中高に整地転圧をしなければならない。
7. 遊戯施設は工事完了までの期間、危険防止のため仮囲いをしておくなど適切な処置を講じなければならない。
8. 表面左官仕上げについては、角部は丸面取りを行うものとし、半径20mm程度を標準とする。
9. 鋼製遊戯器具については、下記の事項によるものとする。
 - (1) 主要鋼材（支柱等）は原則として1本物鋼管でなければならない。やむを得ず継ぎ足す場合は、監督職員の承諾を受けたうえで、最も応力の少ない部分で接合するものとし、その接合箇所は内径に合致する同肉厚の鋼管を挿入して全周溶接止めとしなければならない。
ただし、接合する場所は、一本の部材で1箇所を超えてはならず、部材が平行するなど対称となる構造のものについては、接合部を分散させなければならない。
なお、ぶらんこ、低鉄棒については一切接合を認めない。
 - (2) 溶接部分はスラグ等を除去し、**設計図書**で指定する仕上げを行わなければならない。仕上げについて、**設計図書**に指定のない場合は、グラインダー、ヤスリ等で滑らかに仕上げるものとする。
 - (3) 鋼管類の根元は原則として防蝕加工を行うものとし、防蝕加工の種類と方法は、監督職員の**指示**によるものとする。

公-1-4-8-2 材 料

1. 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、**設計図書**によるものとし、**設計図書**に示されていない場合は、次の規格に適合したものまたは、これと同等の品質を有するものとする。
 - (1) 鉄鋼系

J I S	G	3 1 0 1	(一般構造用圧延鋼材)
J I S	G	3 4 4 4	(一般構造用炭素鋼鋼管)
J I S	G	3 4 5 2	(配管用炭素鋼鋼管)
J I S	G	3 4 6 6	(一般構造用角形鋼管)
J I S	G	5 5 0 1	(ねずみ鋳鉄品)

J I S G 5 5 0 2 (球状黒鉛鑄鉄品)

J I S規格品 その他鋼材

(2) ステンレス系

J I S G 3 4 4 8 (一般配管用ステンレス鋼鋼管)

J I S G 4 3 0 3 (ステンレス鋼棒)

J I S G 4 3 0 5 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)

J I S規格品 その他ステンレス鋼材

(3) 非鉄金属系

J I S H 4 0 0 0 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)

J I S H 4 0 8 0 (アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管)

J I S規格品 その他非鉄金属系

(4) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金の金具類は、日本産業規格又は、これと同等の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用するものとする。

(5) 遊具器具の継手類及び主要部分の鑄造による金具類は、次の規格に適合したもの又は、これと同等の品質を有するものとする。

J I S G 5 5 0 2 (球状黒鉛鑄鉄品)

J I S G 5 7 0 5 (白心可鍛鑄鉄品)

(6) 金属材は、じんあい、油類の異物で汚損しないようにするとともに、必要に応じて防蝕を行うものとする。

2. 木材については、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 木材については、製材及び日本農林規格による規格品とする。なお、これにより難しい場合は、当該木材の規格仕様を提出し、監督職員の**承諾**を得るものとする。

(2) 木材の仕上げ、程度、付属金物の塗装仕様、詳細部の加工仕様については**設計図書**によるものとする。

3. 石材については、種類、品質、規格、仕上げ等は**設計図書**によるものとする。

4. 繊維強化プラスチック（FRP）材については、下記の事項によるものとする。

(1) 樹脂は、液状不飽和ポリエステル樹脂（JIS K 6919）の規格品または同等品とする。

(2) ガラス繊維は、ガラスロービング（JIS R 3412）の規格に適合する無アルカリ性のものとする。

5. 工場製品については、ひび割れ、その他損傷のないものとする。

6. 工場製品は、製作所の商標記号及び製造年月日を表示したものとする。

7. 砂場砕石は、ごみ、不純物等が混入しないものとし、特に金属片や木片等が混入してはならない。

8. 砂場用の砂は、粘土、ごみ、有機物が混入しない良質なもので、共-1-2-2-2石及び砂の規定によらなければならない。特に海砂を使用する場合は、貝殻等が混入してはならない。

公一 1 - 4 - 8 - 3 遊具組立設置工

1. 受注者は、遊具の製作、組立、建て込みについては、安全性を重視して施工しなければならない。
2. 受注者は、遊具の建て込みについては、計画設置高に注意し、ひずみ、ゆがみ、振れないように支保工、仮溶接により固定し建て込んだ後、監督職員の**確認**を受け、基礎固めを行わなければならない。また、コンクリートが硬化するまでは、十分な養生をしておかなければならない。
3. 受注者は、遊具のコンクリート基礎の施工については、**設計図書**で指示のある場合を除き、地表面に露出させてはならない。
4. 受注者は、遊具のボルト、ナット又は軸による接合の場合は、座金を入れ、緩みのないよう締め付け、止めねじ、割りピン等を用いて固定しなければならない。
5. 受注者は、遊具の施工に際し、安全上必要な箇所については、ダブルナット、戻り防止付きナットあるいは袋ナット等を使用しなければならない。
6. 受注者は、ロープ、ネットの結び目、結合部は、見栄え良く、堅固に取り付けなければならない。
7. 受注者は、滑り台等における滑り面等のFRP加工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 使用する樹脂は、不飽和ポリエステルで、ハンドレイアップ（手積み）成型法に適するものを使用し、硬化促進剤、触媒、着色剤等については監督職員の**承諾**を得ること。
 - (2) 加工に先立ち底鉄板をサンダー等で研磨し、シンナー類で油脂分を取除き清掃を完全にした後、直ちにポリエステル樹脂（硬化促進剤、触媒等を添加したもの）を十分塗布したグラスマット2枚と、グラスクロス1枚を積層密着させ滑らかに仕上げること。なお、硬化剤を混入したポリエステル樹脂は、可使時間を超えて使用してはならない。
 - (3) 加工は、乾燥した晴天の日に行うこととし、降雨中（その前後を含む）や、ポリエステル樹脂の硬化に支障となる低温下での施工は行ってはならない。
 - (4) FRPの厚さは2.7mm以上、ガラス繊維含有量50%となるようにし、硬化後表面を、荒研き（＃200サンドペーパー）、中研き（＃400～500水ペーパー）、仕上げ研き（＃800～1,000水ペーパー）を行い、コンパウンド等で仕上げること。
8. 受注者は、その他の遊具の設置については、**設計図書**の**指示**によらなければならない。

公一 1 - 4 - 8 - 4 小規模現場打遊具工

1. 小規模現場打遊具工の施工については、公一 1 - 4 - 8 - 3 遊具組立設置工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、小規模現場打遊具工の施工に際し、仕上げ面は平滑に仕上げ、角十分な丸みを付け、安全性に留意しなければならない。

3. 受注者は、砂場の排水管の設置には、内径100mmのD V管を用い、壁面より10cm内外出し、吸水口はサランネットを2枚重ねて、銅線（φ 2mm以上）で1箇所2条2回巻き止めとしなければならない。

なお、排水管は砂場碎石層の部分に突き出すものとする。

公-1-4-8-5 遊具施設修繕工

遊具施設修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議しなければならない。

公-1-4-8-6 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公-1-4-8-7 現場打遊具工

現場打ち遊具工の施工については、公-1-4-8-4小規模現場打遊具工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

第9節 サービス施設整備工

公-1-4-9-1 一般事項

1. 本節は、サービス施設整備工として時計台工、水飲み場工、洗い場工、ベンチ・テーブル工、サイン施設工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、サービス施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取り合いを考慮しなければならない。
3. 受注者は、サービス施設の製作、組立、建て込み（又は据付）にあたっては、安全性、利用性を重視し、特に入念に行わなければならない。
4. 受注者は、サービス施設の設置位置は**設計図書**によるが、監督職員の**立会**、**指示**を受けた後、十分固定して建て込み（又は据付）、計画地盤高に十分注意して基礎固めを行わなければならない。また、コンクリートの硬化までは十分に養生するものとする。

公-1-4-9-2 材 料

サービス施設整備工で使用する材料は、公-1-4-8-2材料の規定によるものとする。

公-1-4-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公一四九四 時計台工

1. 受注者は、時計台の施工については**設計図書**によることとし、監督職員の**指示**する場所に、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれないように施工しなければならない。
2. 受注者は、時計表示面の視認方向や太陽電池受光面に障害物があることが判明した場合は、監督職員に**報告**し、**指示**を受けなければならない。
3. 受注者は、関連する電気設備に関しては第8章電気設備工の規定によらなければならない。

公一四九五 水飲み場工

1. 受注者は、水飲み場工については、**設計図書**に示す高さに施工しなければならない。
2. 水飲みの仕上げについては、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、第12節施設仕上げ工の規定によるものとする。

公一四九六 洗い場工

洗い場工の施工については、公一四九五水飲み場工の規定によるものとする。

公一四九七 ベンチ・テーブル工

1. 受注者は、ベンチ・テーブルの基礎は、付近の計画地盤高に十分注意し、見え掛り寸法に過不足の生じないように注意して施工しなければならない。
2. 受注者は、ベンチ前面の足元地盤は水はけ良く地均しして、十分に転圧しなければならない。
3. 受注者は、木製腰掛板のボルト穴の埋木は接着剤を塗布して、隙間のないように打ち込み、平滑性を保つように仕上げなければならない。また、取付金具は十分締め付け、必要に応じてねじ用接着剤を使用するなど、経年変化による脱落などがないよう施工しなければならない。
4. 受注者は、ベンチ・テーブル工の施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれないように施工しなければならない。

公一四九八 サイン施設工

受注者は、サイン施設工の施工については**設計図書**によることとし、地盤高からの高さ、水平・垂直・ねじれの有無に十分注意しなければならない。

第10節 管理施設整備工

公-1-4-10-1 一般事項

1. 本節は、管理施設整備工として、門扉工、柵工、車止め工、園名板工、掲揚ポール工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、管理施設整備工の施工にあたっては、敷地の状況、公園施設との取り合いを考慮しなければならない。

公-1-4-10-2 材料

1. 管理施設整備工で使用する材料については、公-1-4-8-2材料の規定によるもののほか、次の規格に適合したもの、または、これと同等以上の品質を有するものとし、種類、規格、防錆処理については**設計図書**によるものとする。

J I S A 6 5 1 8 (ネットフェンス構成部材)

J I S G 3 5 5 2 (ひし形金網)

J I S G 3 5 4 2 (着色塗装亜鉛メッキ鉄線)

2. 焼丸太については、杉または桧とし、側面及び天端をむらなく焼き、表面を磨いたものとする。
3. ロープ及びチェーンの製品については、損傷のないものとする。

公-1-4-10-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公-1-4-10-4 門扉工

1. 受注者は、門扉工の施工にあたっては、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、門扉の施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。

公-1-4-10-5 柵工

1. 受注者は、工事着手に先立ち監督職員と**立会**のうえ、位置、勾配、割付を定めなければならない。
なお、勾配については原則として道路勾配に準ずることとする。
2. 受注者は、コンクリート壁体については、原則として10mに1箇所の伸縮目地を設け、目地材は**設計図書**によるものとする。
3. 受注者は、コンクリートブロック積柵は、公-1-1-5-3コンクリートブロック工の規定により施工するものとし、特に定めのない限り標準図面集によらなければならない。
4. 受注者は、ロープ柵の施工にあたっては、緩みのないように柱3本に1本の割合でロープを1巻きさせなければならない。また、柵の曲がり角や端部は、控えを入れて補強

しなければならない。

5. 受注者は、チェーン柵の施工にあたっては、チェーンの固定部分は、堅固に取り付けなければならない。

6. 受注者は、パイプ柵の加工、建て込みは、第1章一般施工第11節鋼材工によるものとする。

なお、2次製品を使用する場合は、特に定めのない限りメーカー仕様によるものとし、監督職員の**承諾**を受けなければならない。

7. 受注者は、フェンスの施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。

(1) 工事着手に先立ち、位置、勾配、割付を定め、監督職員の**承諾**を得て施工しなければならない。

(2) 建て込みは支柱材にねじれ、曲り、傾き等が生じないように施工しなければならない。

(3) 金網、骨線は、はずれないように取付なければならない。

(4) エキスパンドメタル取付に際しては、面を統一して張らなければならない。

(5) エキスパンドメタルの補強鉄筋は、エキスパンドメタルと堅固に溶接しなければならない。

(6) エキスパンドメタルの亜鉛メッキにバリ等の無き様丁寧に仕上げ処理を施し、監督職員の**確認**を得なければならない。

公-1-4-10-6 車止め工

1. 受注者は、車止めの設置位置については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合又は、現地の状況により位置に支障がある場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

2. 受注者は、使用する車止めは、規格仕様又はカタログ等により、監督職員の**承諾**を受けなければならない。

3. 受注者は、車止めの施工にあたっては、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに、既設舗装及び既設縁石に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。

公-1-4-10-7 園名板工

受注者は、園名板の施工にあたっては、**設計図書**によらなければならない。

公-1-4-10-8 掲揚ポール工

受注者は、掲揚ポールの施工にあたっては**設計図書**によることとし、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直に施工するとともにねじれの無いよう施工しなければならない。

第11節 建築施設組立設置工

公-1-4-11-1 一般事項

1. 本節は建築施設組立設置工として四阿工、パーゴラ工、シェルター工その他これらに類する工種について定めるものとする。

公-1-4-11-2 材 料

1. 受注者は、建築施設組立設置工に使用する材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等の品質を有するものとする。

J I S	A	5 0 0 1	(道路用碎石)
J I S	A	5 0 0 6	(割ぐり石)
J I S	A	5 5 0 8	(くぎ)
J I S	K	6 8 0 7	(木材用ホルムアルデヒド系樹脂接着剤の一般試験方法)
J I S	K	6 8 0 4	(酢酸ビニル樹脂エマルジョン木材接着剤)
J I S	K	6 9 1 9	(繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂)
J I S	R	3 4 1 2	(ガラスローピング)

2. 木材については、製材及び素材の日本農林規格による規格品とし、これにより難しい場合は、監督職員の**承諾**を得るものとする。
3. 木材の防腐処理については、特に定めのない限り、下記によらなければならない。
 - (1) 処理方法は、JIS A 9002による加圧式保存処理とする。
 - (2) 防腐剤は、JIS A 9002 (木質材料の加圧式保存処理方法) 及びJIS K 1571 (木材保存剤の性能試験方法及び性能基準) に適合するもので、(公社) 日本しろあり対策協会規格、又は(公社) 日本木材保存協会規格 防蟻・防腐効力に適合したものでなければならない。また、経口毒性、経皮毒性試験などで安全と認められるものでなければならない。
 - (3) 注入量は、製材の日本農林規格のK4の条件を満たすものとする。
 - (4) 養生については、JIS A 9002の規定によるものとする。
4. ボルト、ナットについては、J I S製品を使用し、ボルトには座金を使用するものとする。
5. 屋根材、屋根下地用ルーフィング、付属材料については、**設計図書**によるものとする。

公-1-4-11-3 作業土工 (床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公-1-4-11-4 四阿 (あずまや) 工

1. 受注者は、四阿の施工については、設計図書によらなければならない。
2. 受注者は、四阿基礎の施工については、基礎材を敷き均しタンパ等で十分突き固めな

ければならない。

3. 受注者は、四阿設置の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 設置位置については、監督職員の**承諾**を得なければならない。

(2) 床面に水たまりを生じないように勾配をつけなければならない。

公-1-4-11-5 パーゴラ工

パーゴラ基礎、パーゴラ設置、パーゴラ設備の施工にあたっては、公-1-4-11-4 四阿工の規定によるものとする。

公-1-4-11-6 シェルター工

シェルター基礎、シェルター設置、シェルター設備の施工にあたっては、公-1-4-11-4 四阿工の規定によるものとする。

第12節 施設仕上げ工

公-1-4-12-1 一般事項

本節は、施設仕上げ工として、塗装仕上げ工、加工仕上げ工、左官仕上げ工、タイル仕上げ工その他これらに類する工種について定めるものとする。

公-1-4-12-2 塗装仕上げ工

1. 受注者は、塗装の仕様については、**設計図書**によらなければならない。

2. 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

3. 受注者は、塗装仕上げに使用する材料の搬入については、原則として開封しないまま現場に搬入しなければならない。

4. 受注者は、有機質系材料の保管については、高温及び直射日光を避け、室温が5℃以下にならないようにしなければならない。

5. 受注者は、塗装面に損傷、汚染を与えないよう注意し、また、塗装箇所周辺、床等にあらかじめ養生をしなければならない。

6. 受注者は、原則として下塗りは白色、中塗りは白色又は上塗り色に類似した色調としなければならない。また、不透明塗料について、監督職員の**指示**がある場合は、下塗り、中塗りの工程は、上塗りと異なった色によって塗り分けなければならない。

7. 受注者は、仕上げの色合いについては、見本帳又は見本塗り板を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

8. 受注者は、被塗物は十分乾燥させた後塗装し、上塗り前に上塗りまでの工程について監督職員の**承諾**を得た後、塗斑なく、塗膜厚が均等になるよう塗り上げなければならない。

9. 受注者は、工場塗装を行ったものは、工事現場搬入後に、損傷のある箇所を直ちに修復しなければならない。
10. 受注者は、塗装の乾燥期間（放置期間）内に次の工程に移ってはならない。
11. 受注者は、塗布量については、平らな面に付着させる塗料量を標準量としなければならない。なお、塗料の標準量は、薄める前の塗料の量としなければならない。
12. 受注者は、塗装面の保護は、完全に乾燥するまで必要に応じ、なわ張り、柵等を設置し「ペンキ塗りたて」等の表示を行わなければならない。
13. 受注者は、塗料を使用直前に良くかき混ぜ、必要に応じてこしわけして塗装しなければならない。
14. 受注者は、火気に注意し、爆発、火災などの事故を起こさないようにしなければならない。また、塗料をふき取った布、塗料の付着した布片などで、自然発火を起こす恐れのあるものは、作業終了後速やかに処置を講じなければならない。
15. 受注者は、塗り方については、塗料に適した工法とし、下記のいずれかにより、色境、隅、ちり回り等は、乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分けなければならない。
 - (1) 受注者は、はけ塗りについては、はけを用い、はけ目正しく一様に塗らなければならない。
 - (2) 受注者は、吹付け塗りについては、塗装用スプレーガンを用い、ガンの種類、口径、空気圧等は、用いる塗料の性状に応じて、適切なものを選び、吹きむらのないよう一様に塗らなければならない。
 - (3) 受注者は、ローラーブラシ塗りについては、ローラーブラシを用い、隅、ちり回りは小ばけ又は専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗らなければならない。
16. 受注者は、研磨紙ずり及び水研ぎについては、下層塗膜及びパテが硬化乾燥したのち、各層毎に研磨紙又は耐水研磨紙で素材の長手方向に、下層の塗膜を研ぎ去らないように注意して研がなければならない。
17. 受注者は、穴埋めについては、深い穴、大きな隙間等に穴埋め用パテをへら又はこてで押し込み埋込まなければならない。
18. 受注者は、パテかいについては、面の状況に応じて、面のくぼみ、隙間、目違い等の部分にパテをへら又はこてで薄く付けなければならない。
19. 受注者は、パテしごきについては、穴埋め、パテかいの工程を行ったのち、研磨紙ずりを行い、パテ全面にへら付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごき取らなければならない。
20. 受注者は、パテ付け、下地パテ付けについては、パテかい、研磨紙ずりののち、表面が平らになるまで全面にパテを塗り付け、乾燥後、研磨紙ずりを行う工程を繰り返さなければならない。
21. 塗装は原則として次の場合は行ってはならない。
 - (1) 気温5℃以下、湿度が85%以上のとき、又は換気が適当でなく結露するなど塗料の乾

燥に不適当な場合。やむを得ず塗装を行う場合は、採暖、換気などの養生を行わなければならない。

(2) 降雪雨の場合又は塗料の乾燥前に降雪雨の恐れのある場合。

(3) 塗膜乾燥中に異物の付着が予想される場合。

(4) 塗被物が湿ったり、又は結露している場合。

(5) 炎天で塗被表面の温度が高く、塗膜にアワを生ずる恐れのある場合。

(6) コンクリート面の亀裂などにより、漏水している場合。

(7) その他監督職員が特に不適当と認めた場合。

22. 塗装仕上げの材料については、共－1－2－2－11塗料の規定によるものとする。

23. 木部の素地ごしらは、次の規定によるものとする。

(1) 木部の素地ごしらは、表1－4－4の規定により、種別は**特記**による。特記がなければ、不透明塗料塗りの場合はA種、透明塗料塗りの場合はB種とする。

表1－4－4 木部の素地ごしらは

工 程	種別		塗料その他			面の処理
	A種	B種	規格番号	規格名称	種類	
1 汚れ、 付着物除去	○	○	—			木部を傷つけないように除去し、油類は、溶剤などでふき取る。
2 やに処理	○	○	—			やには、削り取り又は電気ごて焼きのうえ、溶剤などでふき取る。
3 研磨紙ざり	○	○	研磨紙 P120～220			かんな目、逆目、けばなどを研磨。
4 節止め	○	—	JASS 18 M-304	木部下塗り用 調合ペイント	合成樹脂	節及びその周囲に、はけ塗りをを行う。
			JASS 18 M-308	セラックニス 類	白ラックニス 1種	
5 穴埋め	○	—	JIS K 5669	合成樹脂エマ ルションパテ	耐水形	割れ、穴、隙間、くぼみなどに充填する。
6 研磨紙ざり	○	—	研磨紙P120～220			穴埋め乾燥後、全面を平らに研磨。

[注] 1. 合成樹脂エマルションパテは、外部に用いない。
 2. JSASS 18 M-304及びM-308は、日本建築学会材料規格である。
 3. 工程4節止めにおいて、JSASS 18 M-304は合成樹脂調合ペイント及びつや有合成樹脂エマルションペイントに適用し、それ以外はJSASS 18 M-308を適用する。

(2) 透明塗料塗りの素地ごしらは、必要に応じて、表1－4－4の工程を行った後、次の工程を行う。

- ① 着色顔料を用いて着色兼用目止めをする場合は、はけ、へら等を用いて、着色顔料が塗面の木目に十分充填するように塗り付け、へら、乾いた布等で、色が均一になるように余分な顔料をきれいにふき取る。
- ② 着色剤を用いて着色する場合は、はけ等で色むらの出ないように塗り、塗り面の状態を見計らい、乾いた布でふき取って、色が均一になるようにする。
- ③ 素地面に、仕上げに支障のおそれがある著しい色むら、汚れ、変色等がある場合

は、漂白剤等を用いて修正した後、水ぶき等により漂白剤等を除去し、十分に乾燥させる。

24. 鉄鋼面の素地ごしらは、表1-4-5の規定により、種別は**特記**による。**特記**がなければ、C種とする。

表1-4-5 鉄鋼面の素地ごしらは

工 程		種別			面の処理	備考
		A種	B種	C種		
1	汚れ、 付着物除去	○	—	○	スクレーパー、ワイヤブラシなどで除去。	—
2	油類除去	○	—	—	弱アルカリ性脱脂剤で加熱処理後、湯又は水洗い	—
		—	○	○	溶剤ぶき	
3	錆落とし	○	—	—	酸漬け、中和及び湯洗いにより除去	直ちに次の工程に移る。
		—	○	—	ブラスト法により除去	
		—	—	○	ディスクサンダー、スクレーパー、ワイヤブラシ、研磨紙 P120～220 等で除去	
4	化成皮膜処理	○	—	—	りん酸塩処理後、湯洗い乾燥	

[注] A種及びB種は、製作工場で行うものとする。

25. 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらは、表1-4-6の規定により、種別は**特記**による。**特記**がなければ、塗り工法に応じた節の規定による。

表1-4-6 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらは

工 程		種別		面の処理	備考
		A種	B種		
1	汚れ、 付着物除去	○	○	スクレーパー、ワイヤブラシなどで除去	—
2	油類除去	○	—	弱アルカリ性脱脂剤で加熱処理後、湯又は水洗い	—
		—	○	溶剤ぶき	
3	化成皮膜処理	○	—	りん酸塩処理後、水洗い乾燥又はクロメートフリー処理後、乾燥	—

[注] 1. A種は、製造所等で行うものとする。

2. 鋼製建具等に使用する亜鉛めっき鋼板の種別は、B種とし、工程3の化成皮膜処理を行ったものとする。

26. コンクリート面の素地ごしらは、次の規定によるものとする。

(1) コンクリート面の素地ごしらは、表1-4-7により種別は**特記**による。**特記**がなければ、B種とする。ただし、耐候性塗料塗りの場合については、表1-4-8による。

表 1-4-7 コンクリート面の素地ごしらえ

工 程	種別		塗料その他			面の処理	
	A種	B種	規格番号	規格名称	種類		
1	乾燥	○	○	—			素地を十分に乾燥させる。
2	汚れ、付着物除去	○	○	—			素地を傷つけないように除去する。
3	吸込止め	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョンシーラー	—	全面に塗り付ける。
4	下地調整塗り	○	○	JIS A 6916	建築用下地調整塗材	C-1、C-2、CM-2、又はE	全面に塗り付けて平滑にする。
5	研磨紙ざり	○	○	研磨紙 P120～220			乾燥後、表面を平らに研磨する。
6	パテしごき	○	—	JIS A 6916	建築用下地調整塗材	C-1	全面にしごき取り平滑にする。
				JIS K 5669	合成樹脂エマルジョンパテ	耐水形	
7	研磨紙ざり	○	—	研磨紙 P120～220			乾燥後、表面を平らに研磨する。

[注] 1. コンクリート面の場合は工程 4 の建築用下地調整塗材がC-1、C-2又はCM-2の場合、工程3を省略す
 2. 合成樹脂エマルジョンパテは、外部に用いない。

(2) 耐候性塗料塗りにおけるコンクリート面の素地ごしらえは、の場合については、表 1-4-8 による。種別は、塗り工法に応じた節の規定による。

表 1-4-8 耐候性塗料塗りにおけるコンクリート面の素地ごしらえ

工 程	種別		塗料その他			面の処理	
	A種	B種	規格番号	規格名称	種類		
1	乾燥	○	○	—			素地を十分に乾燥させる。
2	汚れ、付着物除去	○	○	—			素地を傷つけないように除去する。
3	下地調整塗り	○	—	JIS A 6916	建築用下地調整塗材	C-1、C-2又はCM-2	全面に塗り付けて平滑にする。
4	吸込止め	○	○	JASS 18 M-201	反応形合成樹脂シーラーおよび弱溶剤系反応形合成樹脂シーラー	—	全面に塗り付ける。
5	パテしごき	○	—	JASS 18 M-202	反応形合成樹脂パテ	2液形エポキシ樹脂パテ	全面にしごき取り平滑にする。
6	研磨紙ざり	○	—	研磨紙 P120～220			乾燥後、表面を平らに研磨する。

[注] 1. 工程 4 のシーラー及び工程 5 のパテは、上塗塗料の製造所の指定するものとする。
 2. JASS 18 M-201 及びM-202 は、日本建築学会材料規格である。

27. モルタル面の素地ごしらえは、表1-4-9の規定により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。

表1-4-9 モルタル面の素地ごしらえ

工程	種別		塗料その他			面の処理	
	A種	B種	規格番号	規格名称	種類		
1	乾燥	○	○	—			素地を十分に乾燥させる。
2	汚れ、付着物除去	○	○	—			素地を傷つけないように除去する。
3	吸込止め	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョンシーラー	—	全面に塗り付ける。
4	穴埋め、パテかい	○	○	JIS A 6916	建築用下地調整塗材	C-1	ひび割れ、穴などを埋めて、不陸を調整する。
				JIS K 5669	合成樹脂エマルジョンパテ	耐水形	
5	研磨紙ざり	○	○	研磨紙 P120~220			乾燥後、表面を平らに研磨する。
6	パテしごき	○	—	JIS A 6916	建築用下地調整塗材	C-1	全面にしごき取り平滑にする。
				JIS K 5669	合成樹脂エマルジョンパテ	耐水形	
7	研磨紙ざり	○	—	研磨紙 P120~220			乾燥後、全面を平らに研磨する。

- [注] 1. アクリル樹脂系非水分散形塗料塗りの場合、工程3の吸込止めは、塗料の製造所の指定するものとする。
 2. 仕上材が仕上塗材の場合、パテ及び工程3の吸込止めは、仕上塗材の製造所の指定するものとする。
 3. 仕上材が壁紙の場合、パテ及び工程3の吸込止めは、壁紙専用のものとする。
 4. 仕上材がマスチック塗料塗りの場合、工程3の吸込止めを省略する。
 5. 合成樹脂エマルジョンパテは、外部に用いない。

28. 鉄鋼面錆止め塗料の種別は、表1-4-10のA種とする。ただし、つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの場合は、A種又はB種とし、適用は特記による。特記がなければ、B種とする。

表1-4-10 鉄鋼面錆止め塗料の種別

種別	錆止め塗料その他			塗付け量 (kg/m ²)	標準膜厚 (μm)	適用
	規格番号	規格名称	種類			
A種	JIS K 5674	鉛・クロムフリーさび止めペイント	1種	0.10	30	屋外、屋内
B種	次のいずれかによる。			—	—	屋内
	JASS 18 M-111	水系さび止めペイント	—	0.11	30	
	JIS K 5674	鉛・クロムフリーさび止めペイント	2種	0.11	30	

- [注] 1. JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) に基づき、1種は溶剤系、2種は水系である。
 2. JASS 18 M-111 は、日本建築学会材料規格である。

29. 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料の種別は、表 1-4-11 の A 種又は B 種とし、適用は特記による。特記がなければ、A 種とする。ただし、つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの場合は C 種とする。

表 1-4-11 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料の種別

種別	錆止め塗料その他		塗付け量 (kg/m ²)	標準膜厚 (μm)	適用
	規格番号	規格名称			
A種	JPMS 28	一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント	0.10	30	屋外、屋内
B種	JASS 18 M-109	変性エポキシ樹脂プライマー(変性エポキシ樹脂プライマーおよび弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー)	0.14	40	屋外、屋内
C種	JASS 18 M-111	水系さび止めペイント	0.11	30	屋内

[注] 1. JPMS 28 は日本塗料工業会規格、JASS 18 M-109 及び M-111 は日本建築学会材料規格である。
2. JPMS 28 を使用する場合は、見え隠れ部分を除き、仕上げの上塗り等を行う。

30. 鉄鋼面錆止め塗料塗りは、次の規定によるものとする。

(1) 鉄鋼面錆止め塗料塗りは、表 1-4-12 により、種別は特記による。特記がなければ、見え掛り分は A 種とし、見え隠れ部分は B 種とする。

表 1-4-12 鉄鋼面錆止め塗料塗り

工程	種別		塗り工法その他
	A種	B種	
素地ごしらえ	○		表 1-4-5 「鉄鋼面の素地ごしらえ」による。
1 錆止め塗料塗り (下塗り 1 回目)	○	○	表 1-4-10 「鉄鋼面錆止め塗料の種別」による。
2 研磨紙ざり	○	—	研磨紙 P120~220
3 錆止め塗料塗り (下塗り 2 回目)	○	○	工程 1 に同じ。

[注] 素地ごしらえの種別は、塗り工法その他の欄による。

(2) 鉄骨等鉄鋼面の錆止め塗料塗り工法は、次による。

① 2 回目を鉄骨等の製作工場で塗る場合は、次による。

(a) 1 回目の錆止め塗料塗りは、製作工場において組立後に行う。ただし、組立後、塗装が困難となる部分は、組立前に錆止め塗料を 2 回塗る。

(b) 必要に応じて、汚れ、付着物等を除去した後、塗膜の損傷部分の補修塗りを行い、乾燥後に 2 回目を塗る。

(c) 工事現場での建て方及び接合完了後、塗膜の損傷部分は、汚れ、付着物等を除去した後、錆止め塗料で補修する。また、接合部の未塗装部分は、汚れ、付着物、スパッター等を除去した後、錆止め塗料を 2 回塗る。

② 2 回目を工事現場で塗る場合は、次による。

(a) 1 回目の錆止め塗料塗りは、①(a)による。

(b) 工事現場での建て方及び接合完了後、塗膜の損傷部分は、汚れ、付着物等を除去した後、錆止め塗料で補修し、乾燥後に2回目を塗る。また、接合部の未塗装部分は、①(c)による。

31. 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りは、表1-4-13により、種別は特記による。特記がなければ、鋼製建具等はA種とし、その他はB種とする。ただし、B種に用いる錆止め塗料は、表1-4-11亜鉛めっき鋼面錆止め塗料の種別のB種とし、つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの場合はC種とする。

表1-4-13 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗り

工 程		種別		塗り工法その他
		A種	B種	
素地ごしらえ		○	—	表1-4-6 「亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ」によるA種 ただし、鋼製建具等はB種
		—	○	表1-4-6 「亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ」によるB種
1	錆止め塗料塗り (下塗り1回目)	○	○	表1-4-11 「亜鉛めっき鋼面錆止め塗料の種別」による
2	研磨紙ざり	○	—	研磨紙 P180~240
3	錆止め塗料塗り (下塗り2回目)	○	—	工程1に同じ。

[注] 素地ごしらえの種別は、塗り工法その他の欄による。

32. 鋼製建具等亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料塗り工法は、次による。

(1) 1 回目の錆止め塗料塗りは、鋼製建具等の製造所において、見え隠れ部分は、組立前の部材のうちに行う。また、見え掛り部分は、組立後、溶接箇所等を修正した後に行う。

(2) 2 回目の錆止め塗料塗りは、工事現場において取付け後、汚れ及び付着物を除去し、塗膜の損傷部を錆止め塗料で補修し、平滑に仕上げた後に行う。ただし、取付け後、塗装困難となる部分は、取付けに先立ち行う。

(3) 鋼製建具に用いる鋼板類で鉄鋼面の場合は、第30項(2)の工法による。

33. 木部の合成樹脂調合ペイント塗りは、表1-4-14の規定により、種別は**特記**による。**特記**がなければ、屋外はA種、屋内はB種とする。ただし、多孔質広葉樹の場合は除く。

表1-4-14 木部合成樹脂調合ペイント塗り

工 程		種別		塗料その他			塗付け量 (kg/m ²)
		A種	B種	規格番号	規格名称	種類	
素地ごしらえ		○		表1-4-4「木部の素地ごしらえ」による。			—
1	下塗り（1回目）	○	○	JASS 18 M-304	木部下塗り用調合 ペイント	合成樹脂	0.09
2	下塗り（2回目）	○	—	JASS 18 M-304	木部下塗り用調合 ペイント	合成樹脂	0.09
3	パテかい	—	○	JIS K 5569	合成樹脂調合 エマルジョンパテ	耐水形	—
4	研磨紙ずり	—	○	研磨紙 P120～220			—
5	中塗り	○	○	JIS K 5516	合成樹脂調合ペイント	—	0.09
6	上塗り	○	○	JIS K 5516	合成樹脂調合ペイント	—	0.08

- [注] 1. 下塗りは、塗料を素地によくなじませるように塗る。木口部分は、特に丁寧に行う。
 2. 素地ごしらえの種別は、塗料その他の欄による。
 3. JASS 18 M-304は、日本建築学会材料規格である。

34. 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗りは、表1-4-15により、種別は**特記**による。**特記**がない場合、B種による。

表1-4-15 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り

工 程		種別		塗料その他			塗付け量 (kg/m ²)
		A種	B種	規格番号	規格名称	種類	
錆止め塗料塗り		○		表1-4-12「鉄鋼面錆止め塗料塗り」による。			—
1	中塗り（1回目）	○	○	JIS K 5516	合成樹脂調合ペイント	—	0.09
2	研磨紙ずり	○	—	研磨紙 P220～240			—
3	中塗り（2回目）	○	—	JIS K 5516	合成樹脂調合ペイント	—	0.09
4	上塗り	○	○	JIS K 5516	合成樹脂調合ペイント	—	0.08

- [注] 錆止め塗料塗りの種別は、塗料その他の欄による。

35. 亜鉛めっき鋼面の合成樹脂調合ペイント塗りは、表1-4-16の規定による。

表1-4-16 亜鉛めっき鋼面合成樹脂調合ペイント塗り

工 程	塗料その他		塗付け量 (kg/m ²)
	規格番号	規格名称	
錆止め塗料塗り	表1-4-13「亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗り」による。		—
1 中塗り	JIS K 5516	合成樹脂調合ペイント	0.09
2 上塗り	JIS K 5516	合成樹脂調合ペイント	0.08

[注] 錆止め塗料塗りの種別は、塗料その他の欄による。

36. コンクリート面耐候性塗料塗りは、表1-4-17により、種別は特記による。

表1-4-17 コンクリート面耐候性塗料塗り

工 程	種別			塗料その他			塗付け量 (kg/m ²)
	A種	B種	C種	規格番号	規格名称	等級	
素地ごしらえ	○			表1-4-8「耐候性塗料塗りにおけるコンクリート面の素地ごしらえ」によるA種。			—
1 下塗り	○	○	○	JASS 18 M-201	反応形合成樹脂シーラーおよび弱溶剤系反応形合成樹脂シーラー	—	0.08
2 中塗り	○	—	—	JASS 18 M-405	常温乾燥形ふっ素樹脂塗料用中塗り（常温乾燥形ふっ素樹脂塗料用中塗りおよび弱溶剤系常温乾燥形ふっ素樹脂塗料用中塗り）	—	0.14
	—	○	—	JASS 18 M-404	アクリルシリコン樹脂塗料用中塗り（アクリルシリコン樹脂塗料用中塗りおよび弱溶剤系アクリルシリコン樹脂塗料用中塗り）	—	0.14
	—	—	○	JASS 18 M-403	2液形ポリウレタンエマル用中塗り（2液形ポリウレタンエマル用中塗りおよび弱溶剤系2液形ポリウレタンエマル用中塗り）	—	0.14
3 上塗り	○	—	—	JIS K 5658	建築用耐候性上塗り塗料	1級（主要原料ふっ素樹脂）	0.10
	—	○	—			2級（主要原料シリコン樹脂）	
	—	—	○			3級（主要原料ポリウレタン樹脂）	

[注] JSASS 18 M-201、M-403、M-404及びM-405は、日本建築学会材料規格である。

37. コンクリート面、モルタル面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りは、表1-4-18の規定により、種別は**特記**による。**特記**がなければ、B種とする。

表1-4-18 コンクリート面、モルタル面つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り

工 程		種別		塗料その他		塗付け量 (kg/m ²)
		A種	B種	規格番号	規格名称等	
素地ごしらえ		○		表1-4-7「コンクリート面の素地ごしらえ」、表1-4-9「モルタル面の素地ごしらえ」による。		—
1	下塗り	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョンシーラー	0.07
2	中塗り (1回目)	○	○	JIS K 5660	つや有合成樹脂エマルジョンペイント	0.10
3	研磨紙ざり	○	—	研磨紙 P220～240		—
4	中塗り (2回目)	○	—	JIS K 5660	つや有合成樹脂エマルジョンペイント	0.10
5	上塗り	○	○	JIS K 5660	つや有合成樹脂エマルジョンペイント	0.10

38. コンクリート面、モルタル面合成樹脂エマルジョンペイント塗りは、表1-4-19の規定により、種別は**特記**による。**特記**がなければ、B種とする。

表1-4-19 コンクリート面、モルタル面合成樹脂エマルジョンペイント塗り

工 程		種別		塗料その他			塗付け量 (kg/m ²)
		A種	B種	規格番号	規格名称等	種類	
素地ごしらえ		○		表1-4-7「コンクリート面の素地ごしらえ」、表1-4-9「モルタル面の素地ごしらえ」による。			—
1	下塗り	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョンシーラー	—	0.07
2	中塗り (1回目)	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョンペイント	1種	0.10
3	研磨紙ざり	○	—	研磨紙 P220～240			—
4	中塗り (2回目)	○	—	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョンペイント	1種	0.10
5	上塗り	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョンペイント	1種	0.10

39. 塗装の塗替えについては、国土交通省「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」7章塗装改修工事の規定による。

公-1-4-12-3 加工仕上げ工

1. 受注者は、石材加工仕上げにあたっては、下記の事項によるものとする。

(1) 表面の仕上げ程度は設計図書によるが、特記のない場合は表1-4-20, 21の規定によるものを標準とする。

表1-4-20 花崗岩類のたたき仕上げなどの種類

仕上げの種類		仕上げの程度
のみ切り	大のみ	100mm角の中にのみ跡が5個
	中のみ	100mm角の中にのみ跡が25個
	小のみ	100mm角の中にのみ跡が40個
びしゃん	荒びしゃん	16目びしゃん(30mm角に対して)で仕上げ
	細びしゃん	25目びしゃん(30mm角に対して)で仕上げ
小たたき		1~4枚刃でたたき仕上げ
ジェットバーナー		表面のはじけ具合が大きなむらのないもの

表1-4-21 花崗岩類のみがき仕上げの種類

仕上げの種類		仕上げの程度
粗磨き		#20~#30の炭化けい素砥石又は同程度の仕上げとなるダイヤモンド砥石で磨いた状態
水磨き		#400~#800の炭化けい素砥石又は同程度の仕上げとなるダイヤモンド砥石で磨いた状態。
本 み が き	つや消し	#1500~#3000の炭化けい素砥石又は同程度の仕上げとなるダイヤモンド砥石で磨いた状態
	つや出し	#1500~#3000の炭化けい素砥石又は同程度の仕上げとなるダイヤモンド砥石で磨き、さらに、つや出し粉を用い、バフで仕上げた状態
こぶだし		表面中央の部分は玄能払いとし、周囲の稜線部分は、正確に加工する。その他の面は荒い仕上げでふくれた感じに仕上げる。

2. 受注者は、コンクリート加工仕上げの施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。

(1) はつり仕上げは、コンクリート面の表面仕上げの工法の1つで、ブレーカー及びこれに類する工具により、コンクリート面に対し鋭角に切削して仕上げるものである。この場合深さは5~10mm程度とする。

(2) つつき仕上げは、コンクリートの表面仕上げの1つで、トンボ又は、これに類する工

具により、コンクリート面に対し直角に切削して仕上げるものである。この場合深さは3～5mm程度とする。

- (3) コンクリートつき仕上げの出来形寸法については、仕上げ以前の寸法とし、加工前の形状を写真により記録しておかなければならない。
- (4) コンクリート加工仕上げに当たっては、作業工具の運転強度に注意し、本体構造物に割れ、欠け、ひび割れ等を与えてはならない。

公-1-4-12-4 左官仕上げ

1. 受注者は、下地処理にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) コンクリート面などの下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿らしを行って、次の層の塗り方にかからなければならない。
なお、必要に応じて面荒し又は接着剤塗布等の処置を講じるものとする。
 - (2) 下地、塗り面などの浮いている部分は直ちに補修しなければならない。
 - (3) 塗り付けに際しては、不陸の激しいものはあらかじめ補修塗り等を行わなければならない。
また、空洞、塗りむら、凹凸のないように注意しなければならない。
2. 受注者は、養生にあたっては、下記の事項によるものとする。
 - (1) 近接する他の部材、その他の仕上げ面を汚損しないように、紙張り、板覆い、シート掛けなどの適切な養生を行わなければならない。
 - (2) 塗り面の汚れ及び早期乾燥を防止するためにシート掛け、散水などを行わなければならない。
3. 受注者は、寒冷期に施工を行う場合、暖かい日中を選んで施工するように努め、気温が2℃以下の場合及びモルタルが適度に硬化しないうちに2℃以下になる恐れのある場合は、作業を中止しなければならない。やむを得ず作業を行う場合は、シート覆いなどの処置を講じるものとする。
4. 受注者は、色合い、模様などは、見本帳又は見本塗り板を監督職員に提出して、承諾を受けなければならない。
5. 受注者は、セメントはJIS R 5210（ポルトランドセメント）又はJIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものを使用しなければならない。
6. 受注者は、色モルタル用セメントは、白色セメントに着色材を混合するものとし、着色剤の種類及び色は、施工に先立ち監督職員の承諾を得なければならない。
7. 骨材は、共-1-2-2-3骨材の規定によるものとし、粒度は表1-4-22の規定によるものとする。ただし、色モルタル用骨材は白砂又は色モルタル用セメントと同系の色砂を用い、人造石塗りの種石は花崗岩、蛇紋岩、大理石等の砂粒で、見本を提出し監督職員の承諾を得なければならない。

表 1-4-22 砂の粒度

砂の粒度			適用箇所
5mmフルイの通過分100%			下塗り、むら直し、中塗り、ラス付け用 床モルタル用
0.15mm	〃	10%以下	
2.5mm			上塗り
0.15mm	〃	10%以下	

8. 防水剤は、JIS A 1404（建築用セメント防水剤の試験方法）の試験に適合するものを使用しなければならない。
9. 水は清浄で有害量の不純物を含まないものとする。
10. モルタル、人造石塗りの配合及び塗厚は、特に定めのない限り表1-4-23の規定による。
11. 色モルタルの調色は、色モルタル用セメントと細骨材（種石）のみで配合するものとする。

表 1-4-23 モルタル及び人造石塗りの配合と塗厚

	配 合			塗 厚 (mm)				摘 要
	下塗り	中塗り	上塗り	下塗り	中塗り	上塗り	計	
下地 (施工部分)	セメント：砂	セメント：砂	セメント：砂					
基礎表面	—	—	1：2	—	—	10	10	水切り等 小面積の物
床塗り	—	—	1：2	—	—	20	20	
	—	—	1：2	—	—	25	25	
壁塗り	1：2	—	1：3	8	—	7	15	
	1：2	1：3	1：3	8	5	7	20	
色モルタル 塗り	1：2	1：3	色モルタル用セメント：白砂	8	5	7	20	
			1：2					
人造石研ぎ 出し	1：2	1：3	色モルタル用セメント：種石	10	7	8	25	
			1：1.5					
人造石洗い 出し	1：2	1：3	色モルタル用セメント：種石	10	7	8	25	
			1：2					
人造石たた き	1：2	1：3	色モルタル用セメント：種石	10	5	10	25	
			1：3					

12. 仕上げの種類及び工程は表1-4-24の規定による。

13. 練り混ぜは機械練りを原則とする。

表1-4-24 仕上げの種類と工程

種類	工程	摘要
金ごて仕上げ	1. 木ごてで平坦に塗り上げる。 2. 金ごてでむらなく押え仕上げる。	上塗り前に隅角等は定規ずりを十分に行う。 以下同様。
刷毛引き仕上げ	1. 木ごてで平坦に塗り上げる。 2. 刷毛ではけ目を正しく付ける。	刷毛に水を付けすぎないこと。
かき落とし 粗面仕上げ	1. 粗面仕上げ材料入モルタルを塗りつける。 2. 水引具合を見計り、金串等で丁寧にかき落とす。	必要があれば監督職員の指示によりプラスター等を混入すること。
人造石研ぎ出し 仕上げ	1. 上塗りを施した後の硬化の具合を見計らい荒研ぎ。 2. 目潰し。 3. のろ掛け。 4. 中研ぎ。 5. のろ掛け。 6. 2～5を繰り返す。 7. 上研ぎ	原則として、機械研ぎとし最終は砥石で行うこと。 施工前に監督職員に見本を提出し、色調、種石を決定する。 ワックス仕上げは、特記又は監督職員の指示による。
人造石洗い出し 仕上げ	上塗りを施した後、刷毛で2回以上ふき取り、石並びを調整し、水引具合を見計らい清水を噴霧器で吹きつけ洗い出し仕上げをする。	施工前に監督職員に見本を提出し、色調、種石を決定する。
人造石小たたき ビシャンたたき のみ切り仕上げ	上塗りの後十分硬化させた後、のみ、びしゃん等で仕上げる。	施工前に監督職員に見品を提出し、色調、種石を決定する。 仕上げ程度は監督職員の指示がない場合は、本節公-1-4-12-3加工仕上げ工に準じて行う。
タイル張りの 下地モルタル塗り	1. 壁タイル張りに普通工法の場合、下地がコンクリート面では下塗りまで、ラス下地の場合は中塗りまでとする。 2. 床モザイクタイル貼りは本節公-1-4-12-5「タイル仕上げ工」7項に準じて行う。	面荒らしを行う。 塗り厚は別に定める。

公-1-4-12-5 タイル仕上げ工

1. 受注者は、タイルはJIS A 5209（セラミックタイル）の規格に適合するもので、形状が正確で、色調、硬度が一様であり、傷等の欠点のないものでなければならない。
2. 受注者は、タイルの形状、寸法、色合い等は**設計図書**によるものとし、**特記**のない場合は、見本等を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
3. 受注者は、張付け及び敷込用モルタルの配合は1：3とし、外装用には指定防水剤を混入しなければならない。
4. 受注者は、目地用モルタルの配合は1：1とし、目地幅3mm以下の場合には純セメントを使用しなければならない。ただし、白セメント、色砂、顔料、混和剤の使用にあたっては監督職員の**承諾**を受けなければならない。
5. 受注者は、モルタルは加水後30分以上を経過したものを使用してはならない。
6. 受注者は、タイル張り工法については、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 図面及び監督職員の**指示**により目地割をし、必要に応じタイルごしらをすること。目地割は基準量に合わせ正確に行うこと。
 - (2) 壁張り地は、平らに補正のうえ清掃を行い、湿りを与えること。目地の割付けは水糸を引き通し、半磁器又は陶器質タイルを使用する場合は湿りを与え、目地幅をそろえ、隅々を取合せ、縦横の通りをよくし、ねじれ、目違い等のないようにモルタルを周りよく十分に用いて張付けること。
 - (3) 床敷は下地を清掃し、湿りを与えること。目地の割付けは水糸を引き通し、モルタルを敷き、必要に応じ水勾配を付け、半磁器又は陶器質タイルを使用する場合は、湿りを与えた後、上記に準じ敷込みをすること。
 - (4) 化粧目地詰めには先立ち、目地部分を清掃する。目地詰めは、張付け後モルタルの硬化を見計らってなるべく早い時期に行うこと。
また、目地部の乾燥状態により適度の水湿しを行うこと。
 - (5) 化粧目地は、はみ出したモルタルが適度に硬化した時を見計らい、目地ごてを用いて所定の形状に仕上げること。
 - (6) 壁タイルの圧着工法を採用する場合は**特記**によるものとする。
7. 受注者は、モザイクタイル張り工法については、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 目地割、タイルごしらは、第1～6項の規定による。
 - (2) 張付け面は、下地を清掃し、湿りを与えたうえ堅練りモルタルを厚さ約10mmに塗り、木ごてでモルタルをたたき込み、定規ずりをして平らにすること。
 - (3) 適当な時間において、セメントペーストを厚さ約3mmにむらなく塗り、直ちに目地割に基づき水糸を張り通して刈り敷し、木ごてでタイルの目地にセメントペーストが盛り上がる程度に叩き込むこと。
 - (4) 時期を見計らい湿りを与え、張り紙をはがし、目地幅をそろえ縦横の通りを整えること。

(5) 張付けを終わったモザイクタイルは、24時間以上経過後、目地用セメントペーストを流し込み、ゴム、刷毛又は布片でタイル面の汚れをふきとった後、おがくずすりをして表面の汚れをとること。

その後、24時間以上経過後、目地モルタルが十分硬化するのを待って水洗い及び清掃をすること。

8. 受注者は、タイルの養生と清掃については、下記の事項によらなければならない。

(1) 外部施工の場合、日光の直射又は風雨により損傷の恐れのある場合は、適当な方法で養生すること。

(2) 工事終了後、タイル表面は再び清掃し、汚点の残らないようにすること。やむを得ず酸類を用いる場合は、予め監督職員の**承諾**を受けたうえで施工し、施工後直ちに水洗いをして、酸分が残らないようにしなければならない。